

総合教育政策局及び文教施設企画・防災部の設置に係る今後の予定について

1. 所要の省令・訓令等の改正について

平成30年10月16日の総合教育政策局等関係改正令の施行の際には、添付2及び4のような組織再編を行う予定であり、社会教育の振興等を横断的に総括する社会教育振興総括官の設置をはじめ、各課に置かれる室を定めるなど所要の省令・訓令等の改正を行う予定です。

2. 組織再編により担当局、担当課及び担当係が変更される業務について

組織再編後の事務の円滑な遂行を図るため、添付5のとおり、組織再編により担当局、担当課及び担当係が変更される業務について、現時点の予定を整理したため、併せて御確認をお願いします。

3. 組織再編に係る今後の情報提供について

上記の1及び2を含めた組織再編に係る情報については、文部科学省のウェブサイト(※)にも掲載し、随時更新を行うとともに、新担当係及び内線番号についても確定次第追記するため、御利用の際は当該ウェブサイトの御確認をお願いします。

また、施行日である10月16日以降には、これらの情報について、改めて事務連絡を発出してお知らせする予定です。

※ 文部科学省のウェブサイト

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1409585.htm

(文部科学省ホームページ > 政策・審議会 > 告示・通達 > 告示・通達(ま行) > 文部科学省設置法の一部を改正する法律等の施行(文化庁の組織再編)及び文部科学省組織令の一部を改正する政令の施行(総合教育政策局及び文教施設企画・防災部の設置)について(通知))